

港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領（改定）

1 実施方針

- ・「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の趣旨を踏まえ、建設現場における休日確保の取り組みを推進する。
- ・休日を確保した休日確保評価型試行工事を試行する。

2 試行対象工事

港湾土木工事、空港土木工事及び積算基準（建設局）を適用した工事を対象（※1）とする。

（※1）：「別紙1 試行対象工事についての補足（1）」を参照

3 試行対象外工事

- ・以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。
 - （1）工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事
 - （2）単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
 - （3）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
 - 例① 災害復旧工事
 - 例② 供用時期が公表されている工事
 - （4）施工時間、施工期間や施工方法の制約が当初から予想される工事
 - 例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事
 - 例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
 - 例③ 施工場所の制約条件により、施工時間、施工期間が限定される工事

4 休日確保評価型試行工事における休日の評価

- ・「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外で特記仕様書に記載された期間内の5日間）」「年末年始休暇（12月29日から1月3日までの6日間）」とする。
- ・工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- ・「休日」は「現場閉所単位」を基本とする。
- ・休日確保評価型試行工事における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。

なお、工事特性により「現場閉所単位」が困難と判断される場合には、技術者等の「交代制（個人単位）」で確認することとし、適用する確認方法は、受発注者協議のうえ決定するものとする。

- ・現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- ・交代制（個人単位）の「休日」の評価は、一部の例外（下記①、②参照）を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、各技術者等の従事期間に対し対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。

① 休日取得状況確認対象の例外について

「施工体制台帳に記載されない建設業法によらない業者等」

② 工事従事期間が連続して1週間程度以内の技術者等については、確認の対象としない。

- ・降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・また、閉所日において、技術者や作業員（建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く）が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「4週8休以上」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

① 4週8休

- ・「4週8休」とは、「起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間」又は「起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間」を1期間目とし、「5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間」又は「5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間」を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
- ・「工事着手日以降最初の土曜日」又は「工事着手日以降最初の月曜日」から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする（別紙2-1、2-2を参照）。

② 完全週休2日（土日）現場閉所

- ・「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められた状態をいう。
- なお、港湾工事は対象外とする。

③ 完全週休2日 交代制

- ・「完全週休2日 交代制」とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者等の休日数が、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
- なお、港湾工事は対象外とする。
- ・「工事着手日以降最初の土曜日から、工事完了日直前の金曜日」又は「工事着手日以降最初の月曜日から、工事完了日直前の日曜日」までを評価対象とする（別紙3-1、3-2を参照）。

5 工期の変更

- ・工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

6 積算方法

(1) 港湾工事の場合

- ・ 港湾工事積算体系を用いて積算した工事で、職種区分が港湾土木工事（C2）及び空港土木工事（C6）を対象とする。
- ・ 対象工事について、4週8休を前提に、共通仮設費率は補正係数（1.02）（※2）、現場管理費率は補正係数（1.03）（※3）を乗じて、当初設計から必要経費を計上する。
- ・ 港湾工事市場単価については補正なしとする。
- ・ 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費、現場管理費率の補正は適用した積算基準の間接費率による。

（※2） 空港土木工事の共通仮設費率は補正係数（1.01）

（※3） 空港土木工事の現場管理費率は補正係数（1.02）

(2) 土木工事の場合

- ・ 積算基準（建設局）を用いて積算した工事を対象とする。
- ・ 経費の補正は行わない。

なお、試行対象工事、休日の評価については、港湾局の実施要領に基づくものとする。

- ・ 建設局の実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html>

7 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

- ・ 発注者は、本要領2、3により試行工事を選定した上で、当初設計から港湾工事は「4週8休」を前提に経費の補正を行う。土木工事は「完全週休2日（土日）現場閉所」を前提とし、経費の補正は行わない。
- ・ 起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別紙4参照）。

(2) 試行工事契約時

- ・ 受注者は、休日確保評価型試行工事である旨を施工計画書に明記する。
- ・ 休日評価対象の起算日については、受注者が着手時に設定するものとし、以降の変更は出来ないものとする。

(3) 試行工事施工時

- ① 受注者は、別紙5を参考とし、広報板に「休日確保評価型試行工事」である旨を記載する。
- ② 受注者は、工事着手後、別紙6を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画

書」（以下「計画書」という。）を発注者へ報告する。（報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都港湾局）統一26 様式（以下「統一26 様式」という。）による。）

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は工事着手日以降最初の週までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

また、当初月には、工事着手日を明示する。

③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。

④受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。発注者は、「計画書」及び週間工程表等をもとに、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」が提出されていなければ、現場閉所と判断する。

（参考）提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現 場 閉 所 日	提出書類なし	提出書類なし
作 業 日	提出書類なし	休日等の工事施工届

⑤交代制（個人単位）の確認方法については、下記のとおりとする。

- 受注者は、4週8休の1 期間が完了する毎に速やかに当該工事の技術者等全員の休日取得状況を記した一覧（以下、「一覧」という。）を監督職員に提出する。（別紙7 参照）

なお、「完全週休2日 交代制」については、建設局実施要領の別添4の様式を提出すること。

- 「休日」の確認にあたっては、各技術者等が当該工事に従事する期間を予め明らかにし、当該工事に従事する期間を対象に休日の取得状況を監督員が確認をする。なお、従事する期間が変更となった際は、一覧の提出時に従事期間を修正のうえ提出する。

（4）試行工事完了後

- 受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。

- 交代制（個人単位）の場合、「休日」の評価は、1 期間の中で最も休日取得できなかった技術者等の結果を採用するものとし、最終的な評価は全工期を通じて最も休日取得できなかった期間の結果を採用する。

（例、A技術者「4週8休」、B技術者「4週8休未満」⇒判定：「4週8休未満」）

（5）設計変更

①港湾工事

- 4週8休の達成が確認出来なかった場合は、当初設計時の補正分を減額変更する。

②土木工事

- 当初設計時の補正をしていないため設計変更も行わない。

（6）工事成績評定

①港湾工事

- ・4週8休以上を達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

②土木工事

- ・現場閉所における完全週休2日（土日）又は交替制における完全週休2日を達成した場合は、「創意工夫と熱意」の評価対象項目において、加点対象として評価する。
- ・週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、「基本的な技術力と成果の評価」の工程管理の評価対象項目において、不備又は減点評価とすることがある。

8 留意事項

- （1）発注者は、受注者より提出された「計画書」をもとに、取組みを確認する。
- （2）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- （3）発注者における現場閉所単位の休日又は交代制（個人単位）の休日確認については、各試行工事単位で行うものとする。
- （4）対象期間の工事着手日及び工事完了日について
 - ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日（現場事務所の設置、資機材の搬入等）
 - ・工事完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日（片付け含む）

9 適用

- ・この要領は、令和8年10月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。

別紙1：試行対象工事についての補足

1 試行対象工事について

港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領（以下、港湾局・実施要領）は、国土交通省港湾局の「休日確保した工事の労務費等の補正について」（以下、国・港湾局資料）に準拠して定めており、試行対象工事については、下記を参考にされたい。

（1）国・港湾局資料が定めのある積算基準を適用した工事について

国・港湾局資料では、下表の基準を適用した工事が試行対象工事となる。

国土交通省港湾局「「休日確保評価型」試行工事における間接工事費の補正（令和8年度版）」から抜粋

【適用積算基準別 経費補正一覧】

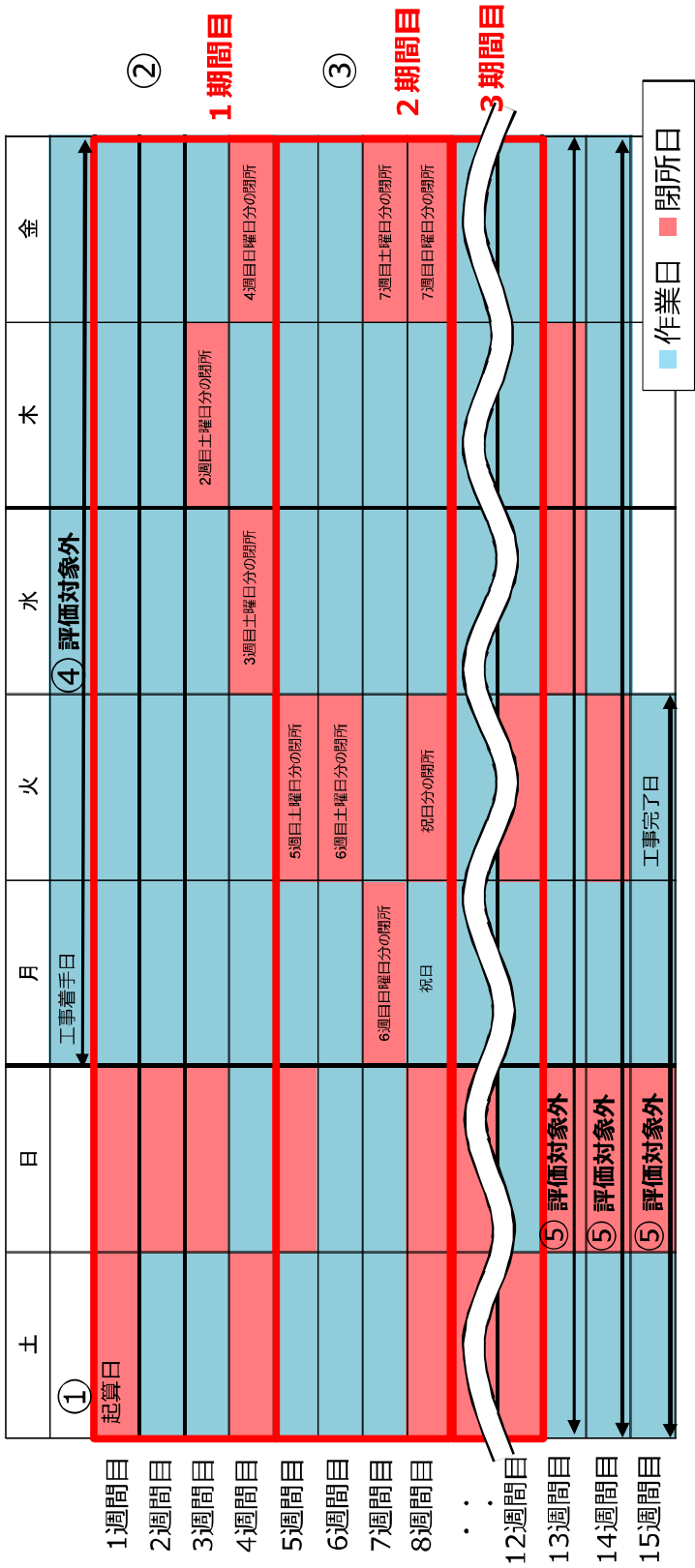
適用積算基準	経費補正係数	共通仮設費率 現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準		共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03
土木工事積算基準		共通仮設費率1.00（補正なし） 現場管理費率1.00
空港請負工事積算基準		共通仮設費率1.01 現場管理費率1.02

上表より、東京都港湾局が発注する工事では、試行対象工事は下表のとおりとし、経費の補正は港湾局・実施要領「6 積算方法」に記載のとおりとする。

国土交通省基準	東京都基準	試行対象工事について
港湾土木請負工事 積算基準	港湾工事積算基準 （1）（2）	・試行対象工事とする。 ・ただし、港湾局・実施要領「3 試行対象 外工事」に該当するものを除く。
土木工事積算基準	積算基準（建設局）	・試行対象工事とする。 ・建設局「週休2日制確保工事」実施要領と 同じく、すべての土木工事及び土木設備工 事を対象とする。 ・ただし、実施要領「3 試行対象外工事」 に該当するものを除く。
空港請負工事積算 基準	-----	・試行対象工事とする。 ・ただし、実施要領「3 試行対象外工事」 に該当するものを除く。

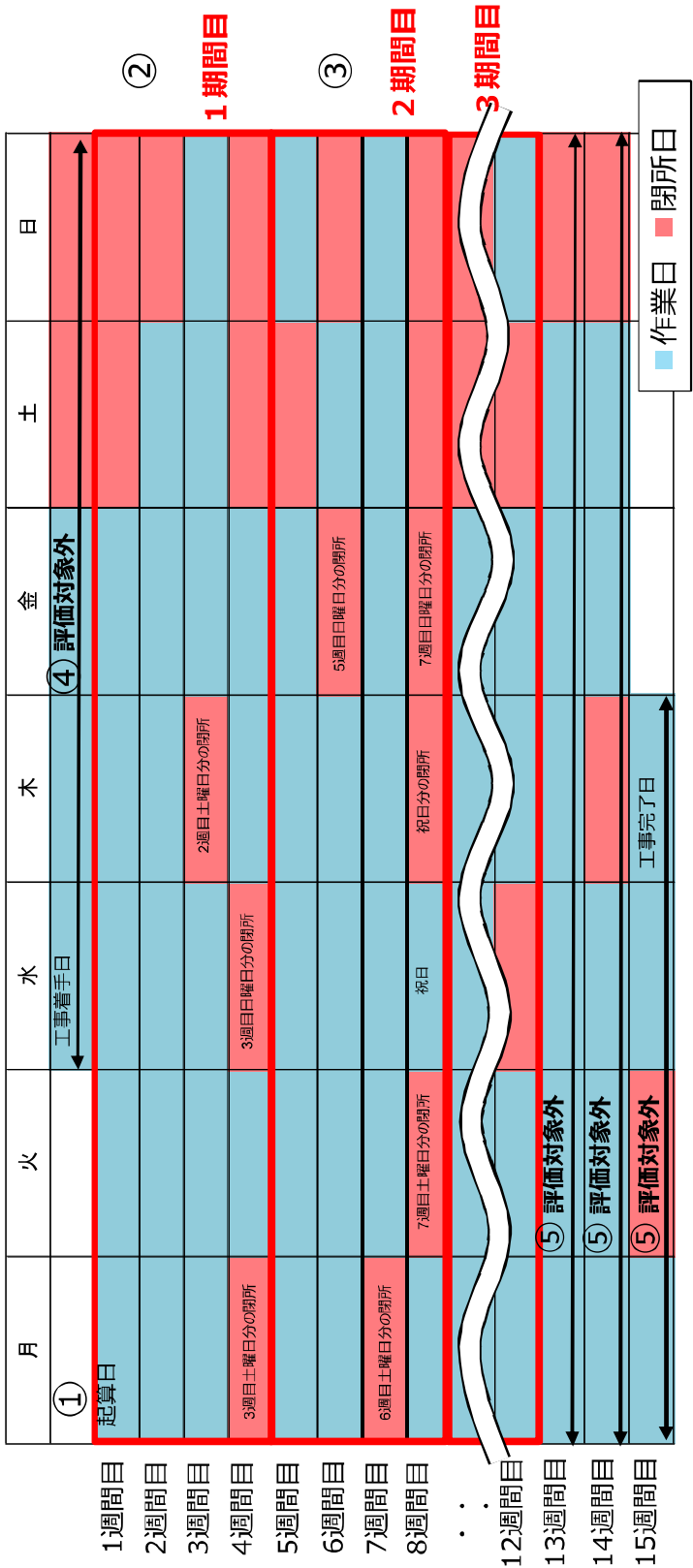
4週8休の確認方法(土曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間（4週間）内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない）。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない）。



4週8休の確認方法(月曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。



「完全週休2日 交代制」の確認方法【土曜日起算】

- ①起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- ②土曜日、日曜日以外の休日がない週（月曜日から金曜日）では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③祝日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する（祝日も対象）。
- ④工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない。
（例えば、月曜日工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない）
- ⑤工事完了日が木曜日以前となる週は、対象としない。
（例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は対象としない）



「完全週休2日 交代制」の確認方法【月曜日起算】

- ①起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとする。
- ②土曜日、日曜日以外の休日がない週（月曜日から金曜日）では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③祝日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する（祝日も対象）。
- ④工事着手日が火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない。
（月曜日工事着手日の場合、その週の月曜日から日曜日までの7日間は対象）
- ⑤工事完了日が木曜日以前となる週は、対象としない。
（例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は対象としない）

	月	火	水	木	金	土	日
1週間目：	①起算日				④評価対象外		
2週間目：				土曜日の閉所			2
3週間目：	②休日	祝日の閉所					3
4週間目：							2
工事完了日の週：	⑤評価対象外			工事完了日			

別紙 4 特記仕様書記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に「休日確保評価型試行工事」であることを記載する。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、「休日確保評価型試行工事」である。

3 特記仕様書記載例

(1) 本工事は、「休日確保評価型試行工事」の対象案件である。

(2) 試行にあたっては、『港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領』(以下「要領」という。)に基づき行う。要領は、東京都港湾局ホームページから入手できる。

(<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/keiyaku/>)

※港湾・空港工事の場合

(3) 本工事は、「4週8休」の達成を前提として経費を補正している。工事完了日確定時に「4週8休」の達成が確認できなかった場合は、経費補正分について設計変更を行う。

広報板記載例

○○○○ 工事のお知らせ 休日確保評価型試行工事※¹	
この工事は、○○○工事で、令和○○年○月頃下図のよう に完成する予定です。	
皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたし ます。	
絵・図	工事件名 令和○年度○○護岸補修工事 工事区間 ○○区○○町一丁目から ○○区○○町二丁目 工事概要 延長 ○○m 計画高 A. P. +3.00m
お気づきの点は、下記へご連絡ください。	
東京都○○事務所 ○○課 電話 03(0000)0000	
○○建設株式会社 電話 03(0000)0000	
(二次元コード)	
事業 P R 記 載	
東京都港湾局	
本工事は、建設現場の「週休2日制」確保に向けて試行する 「休日確保評価型試行工事」です。※ ²	

(注)

- ※1は、すべての広報板に記載。
- ※2は、広報板A型、B型に記載。(B´型、C型でも可能な場合は記載。)
- フォント、文字の大きさ等に変更してよい。

例)【現場閉所計画書】令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

令和〇年4月				日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備考				
工種				曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					
						期間種別																																		
								作業・閉所種別																																
工種	種別	場所																																						
準備工				事務所設置																																				
床掘工	バックホウ 浚渫	護岸前面																																						
被覆工	Pca/パネル、鉄 筋工、Co工	"																																						
上部工	型枠工 Co工	"																																						
付属工	係船柱 防舷材	"																																						
交通規制		場内出入口																																						
備考				工事着手日																																	【凡例：期間種別】 工：評価対象期間 一：一部一時中止 中：全部中止期間 製：工場製作期間 年：年末年始休業期間 夏：夏季休暇期間 他：その他対象外期間 【凡例：作業・閉所種別】 作：作業日 休：現場閉所日(休日) 天：天候等による予定外休日			
						※注 当初月は工事着手日を明記する。																																		

会社名	属性	氏名	作業従事期間	3期間目																												休日 取得 日数	判定
				5月												6月																	
				28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
●●建設(株)	元請	〇〇 〇〇	入場日 ～ 退場日 4月1日 ～ 6月30日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	8	4週8休
〃	元請	〇〇 〇〇	4月1日 ～ 6月30日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6/23	6/24	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	8	4週8休
〃	元請	〇〇 〇〇	4月1日 ～ 6月30日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6/23	6/24	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	8	4週8休
〃	元請	〇〇 〇〇	4月1日 ～ 6月30日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6/23	6/24	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	8	4週8休
(株)■■工業	一次	〇〇 〇〇	4月11日 ～ 6月17日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6/3	6/14	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6	4週8休
〃	一次	〇〇 〇〇	4月11日 ～ 6月17日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6/3	6/14	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6	4週8休
〃	・	・	～	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6/3	6/14	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6	4週8休
〃	・	・	～	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6/3	6/14	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	6	4週8休
▲▲鉄筋	二次	〇〇 〇〇	5月16日 ～ 6月3日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	2	2週休2日
〃	・	・	～	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	2	2週休2日	
〃	・	・	～	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	2	2週休2日	
凡例 ○：休日取得				期間別判定																												4週8休	

会社名	属性	氏名	作業従事期間		4期間目												休日 取得 日数	判定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					6月						7月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6			7	8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
●●建設(株)	元請	〇〇 〇〇	入場日	～	退場日	〇〇 〇〇	4月1日	～	6月30日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

期間別判定で「週休2日」「4週8休」「不達成」の順で、最も下位評価のものを記載する。この場合「4週8休」と記載する。

最終判定

「工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。」とすることから、このケースの場合、土曜日計算であり、金曜日までが評価対象期間となる。よって、評価の最終日は3期間目の末日の6月24日までとなり、6月25日～30日までは評価対象としない。

個人毎で「週休2日」「4週8休」「不達成」の順で、最も下位評価のものを記載する。この場合「4週8休」と記載する。

代休日は“代”と記載。

作業従事期間が工期途中で終了する作業員は退場する日までを評価期間とする。

休日作業を実施し、代休取得していれば代休を取得した日付を記載
代休取得をしていない場合は、“×”と記入

休日取得状況確認表（月曜日起算のケース）【個人単位の様式例】

工期：令和4年3月10日～6月30日（※工事着手日が4月1日のケース）

●●港▲▲地区岸壁（-14m）築造工事

受注者 ●●建設(株)

現場代理人 □□ □□ □□

会社名	属性	氏名	作業従事期間	1期間目																															休日 取得 日数	判定
				4月																																
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	5月				
●●建設(株)	元請	〇〇 〇〇	入場日 ～ 退場日 4月3日 ～ 6月30日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	8	8 週休2日			
〃	元請	〇〇 〇〇	4月3日 ～ 6月30日					〇	〇	〇						〇	〇					〇	〇	〇						〇	〇	8 週休2日				
〃	元請	〇〇 〇〇	4月3日 ～ 6月30日					〇	〇	〇						〇	〇					〇	〇	〇						〇	〇	8 週休2日				
〃	元請	〇〇 〇〇	4月3日 ～ 6月30日					〇	〇	〇						〇	〇					〇	〇	〇						〇	〇	8 週休2日				
(株)■■工業	一次	〇〇 〇〇	4月11日 ～ 6月17日													〇	〇					〇	〇	〇						〇	〇	8 週休2日				
〃	一次	〇〇 〇〇	4月11日 ～ 6月17日													〇	〇					〇	〇	〇						〇	〇	6 週休2日				
〃	・	・	～													〇	〇					〇	〇	〇						〇	〇	6 週休2日				
〃	・	・	～													〇	〇					〇	〇	〇						〇	〇	6 週休2日				
▲▲鉄筋	二次	〇〇 〇〇	5月16日 ～ 6月3日																												-	-	-			
〃	・	・	～																												-	-	-			
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	
																																		-	-	

例 〇：休日取得
月/日：休日作業（代休取得）
代：代休日
×：休日作業（代休なし）

工事着手日（4月1日）以降の最初の月曜日から評価開始
工事着手日以後に現場入場をする作業員は入場した日から評価を開始する。

休日作業を実施し、代休取得していればその日付を記載
代休取得をしていない場合は、“×”と記入

会社名	属性	氏名	作業従事期間	2期間目																												休日 取得 日数	判定	
				5月																														
				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
●●建設(株)	元請	〇〇 〇〇	入場日 ～ 退場日 4月1日 ～ 6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	通休2日	
〃	元請	〇〇 〇〇	4月1日 ～ 6月30日		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	5/23	11	通休2日
〃	元請	〇〇 〇〇	4月1日 ～ 6月30日		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	5/23	11	通休2日
〃	元請	〇〇 〇〇	4月1日 ～ 6月30日		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	5/23	11	通休2日
(株)■■工業	一次	〇〇 〇〇	4月11日 ～ 6月17日		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	5/23	11	通休2日
〃	一次	〇〇 〇〇	4月11日 ～ 6月17日		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	5/23	11	通休2日
〃	・	・	～		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	5/23	11	通休2日
〃	・	・	～		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	5/23	11	通休2日
▲▲鉄筋	二次	〇〇 〇〇	5月16日 ～ 6月3日																											4	5/23	4	通休2日	
〃	・	・	～																											4	5/23	4	通休2日	
〃	・	・	～																											4	5/23	4	通休2日	
凡例 ○：休日取得				期間別判定																												通休2日		

凡例 〇：休日取得
月/日：休日作業（代休取得）
代：代休日
×：休日作業（代休なし）

代休日は“代”と記載。

